

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- アー 1) 現行カリキュラムの評価を行い、本学のカリキュラムの特長と課題を明らかにする。
- アー 2) 4年間で目指す看護師基礎教育の教育理念を学内で共有し、社会の動向を踏まえたカリキュラム改正に向けた検討を行う。
- アー 3) 平成30年度に作成したカリキュラムマップと学生の学習到達度評価をもとに評価を行い、必要に応じてさらなる改善を図る。
- アー 4) 大分県教員採用試験の受験率向上を目的として、
 - ①大分県内学生が、出身地域で養護実習を行えるよう環境整備を進める。
 - ②県内各地での養護実習の実施にむけ、自治体と協議を行う。
- イー 1) 大学院広域看護学コースでは、修了生の業務実施状況の調査および「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度（厚生労働省、2010）」を用いた調査を引き続き行う。また、修了生および在学生に対してインタビュー調査を行い、カリキュラムの見直しを検討する。
- イー 2) 大学院助産学コースでは、段階的OSCE（客観的臨床能力試験）を取り入れた教育カリキュラムの評価を引き続き行い、修了生の活動状況と在学中カリキュラムへの意見を集約する。
- イー 3) 大学院NPコースでは「特定行為に係る看護師の研修制度」を大学院で教育展開するとともに、NP教育の質の担保のために必要な見直しを行う。修了生のフォローアップとともに活動状況を評価する。
- イー 4) 大学院看護管理・リカレントコースでは、看護職の学び直しと研究力育成のために、大分県内の医療機関等への広報活動を強化し、入学者を確保するとともに、希望者がいれば認定看護管理者の受験資格を得るための演習を開講する。
- ウ) 大学院生の研究環境をハード面とソフト面（大学院生研究費等）から見直すため、大学院生に随時ヒアリングを行う。

(2) 教育の実施体制

- アー 1) 高校・業者の進学説明会に参加するとともに、進路担当教諭への入試説明会を開催する。
- アー 2) 実践能力向上のため、教育研究組織及び教育課程に対応した看護技術修得のための施設・設備等の学習環境を財政状況を踏まえつつ整備する。
- イー 1) 本学の教育理念やカリキュラムの特長・魅力、将来性を社会に周知するため、フォーラムや公開講座・研修会などの地域活動を学内外で広く実施し、大学における看護教育の意義と魅力を発信する。
- イー 2) 7月に大学でオープンキャンパスを開催する。また、県内の高校へ教員を派遣する出前講義で看護学の魅力を伝え進学につなげる。参加者に利便性の高い会場を利用し、一般県民、高校生などを対象とした公開講座を開催する。
- ウ) ビジュアルラーニングやナーシングスキル等のEラーニングコンテンツの中で、大学院の学習の補助教材を精選し、自宅学習を含めた履修を強化する。
- エ) 全国的な入試制度改革や卒業生・修了生の動向を見ながら入学試験のあり方について、引き続き検討する。

(3) 学生への支援

- ア) 学修支援の機能を多面的に行うことができる教務システムを活用する。
- イ) 年間模試計画の早期立案、実施、結果分析を行い、個別・少人数指導体制の整備、国試ガイダンスの充実、学習環境の工夫などにより、学習への動機づけを高める。
- ウー 1) 学生に学習支援のための教務システムの活用を周知する。また、学生ポータルサイトに面談カードを掲載し、学習に関する相談・支援を行う（1年次生）。
- ウー 2) 1年次から3年次までの担任を複数とし、学生の生活状況や学習意欲向上に向けてきめ細かい支援を行う。また、学生の健康問題に関しては、保健室保健師と学年担任、教務学生グループが連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、カウンセラーと精神科医によるコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を強化する。また、保健室の体制強化をはかる。
- ウー 3) 学生同士または学生と教員が交流できる環境づくりのために、新入生オリエンテーションを学内で実施する。コンタクトグループの集会を4月に実施し、教員および学年間の交流と情報交換の場とする。
- ウー 4) 学生の経済的負担を軽減するため、授業料減免制度を周知するとともに、奨学金等、現行制度の情報発信についてもその強化を図る。
- エー 1) 3年次生の就職・進学ガイダンスの内容を充実させ、進路選択に向けた活動の動機づけを高め、県内施設へのインターンシップ参加を推進する。
- エー 2) 同窓会と協力して卒業生・修了生の本学に対する支援・協力を得やすい体制づくりの方策について検討し、同時に卒業生及び修了生を対象にした動向把握及び就職、Uターン支援等を行っていく。
- エー 3) 就職・進学ガイダンスに県内で就業する卒業生を招き、在学生との交流の機会を設け、県内施設への就職支援を行う。
- エー 4) 県内施設・大分県看護協会と就職・進路支援委員会及び看護研究交流センター継続教育推進チームとの連携を緊密にし、県内施設における職員・卒業生と本学教員との交流を図り、学生の県内施設への就職支援を積極的に行う。
- オ) 未来応援基金を創設目的に沿って適切に活用する。

2 研究

(1) 研究の方向

- ア) FDを通じて教員の資質向上と研究の質的向上、科研費採択率の向上等を目指す。
また、学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究、奨励研究への申請を促進するとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図り、競争的研究費の活用を図る。
学会等での研究発表を広く勧めるために研究支援旅費の助成を行う。
- イ) 産官学と連携して看護や健康に関する研究を進め、特許取得や実用化を目指し、それらの活動を社会に発信する。また、企業との協力体制についても、検討を進める。

(2) 研究の実施体制

- アー 1) 研究活動を強化するため、FD/SD委員会主催の審査会を開催し、各教員の研究アイデアを実現するために学内競争的研究費や研究支援旅費の活用を推進する。また、科研費不採択課題に対して申請を促し、ピアレビューを継続実施する。
- アー 2) 研究の倫理と安全に関する新任教職員・大学院生に対するeラーニング研修の完全遂行と共に、eラーニング研修終了教職員・大学院生のeラーニング復習システムによる完全遂行

を行う。

イー1) 第21回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。

イー2) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌として更に認知され、社会的役割を果たせるよう、広報とともに査読・編集作業の効率化を進め、年3回の定期発行を目指す。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

アー1) 公開講座を参加者に利便性の高い会場で開催する。大学の行事や事業をマスメディア、大学HP、Facebook等により発信する。同時に行政機関や看護協会などの関連団体にも周知の協力を呼びかける。TVやラジオなどマスメディアを活用して、積極的に活動を公開する。

アー2) 県民の健康意識の醸成を目指して、また学生のサービス・ラーニングとして、県内のイベントで健康・体力チェックを実施する。

アー3) 第10期スポーツ救護講習会を本学で開催する。また、養成したスポーツ救護ナースをラグビーW杯に派遣する。さらに、2020東京オリンピック/パラリンピックへの派遣を検討する。

アー4) 自治体と協力して、介護予防ボランティアの養成やフォローアップ研修を実施する。

アー5) 大分県の介護予防体操「めじろん元気アップ体操」のさらなる普及を進める。

イー1) 県内保健医療福祉施設の看護研究支援要望を把握する。

イー2) 県及び大分県看護協会が実施している看護研究に関する研修会等について確認、調整し、県内看護職者の質向上のための教育・研究・実践支援の進め方やあり方について検討する。

ウー1) 本学の卒業生・修了生との交流を持ちながら、キャリアアップに関するニーズを把握していく。

ウー2) ホームカミングデイを本学主催事業と位置づけ、卒業生・修了生に対して情報発信の強化を図る。

エー1) 大分県及び県内市町村の保健医療福祉政策に係る諸活動に積極的に関わり、政策立案や実施等に貢献する。

エー2) 住民の健康増進に資する人材育成、スポーツ活動、保健活動等に教員及び学生を派遣し、企画・運営に協力する。

(2) 国際交流の推進

アー1) 韓国の蔚山大学校医科大学看護課程との交流を深める。

アー2) 蔚山大学からの学生の受入体制等の充実を図るとともに、更なる相互交流の推進を目指す。

イー1) 第21回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。また、4年次最後の総合看護学実習は、県内約40施設以外に、学生の希望に応じて、海外施設にも門戸を広げるための課題を整理する。

イー2) 諸外国からの研修生や留学生を積極的に受け入れる仕組みを英語版大学HPで発信する。海外の方に対して本学の魅力や情報を発信しPRをするため、また、本学の学生や教職員が海外へ留学・進学する際などにも使用するために、英文パンフレットを作成する。

(3) 産学官連携の充実強化

- ア) 学内外の体制づくりを強化するために研究領域と事務領域の役割分担を明確にし、連携を高める。また、「産学官連携推進チーム」についての学外関係各位への広報活動を行う。
- イ) 知財管理担当事務を配置し、産学官連携推進チーム会議に参加し、知財に関する状況を把握する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- アー 1) 理事長（学長）のリーダーシップの下で、教職員の意見を取り入れながら理事会・経営審議会及び教育研究審議会を積極的に運営することにより、効果的に大学運営を行う。
- アー 2) 理事長と学内理事で構成する学内役員会を定期的開催し、理事長（学長）のリーダーシップに基づいた迅速かつ適切な意思決定を行う。
- イ) 各種委員会等の活動の評価と更なる見直しを適切に実施する。
- ウー 1) 看護研究交流センターにおいて、センター会議を行うことによって、運営体制の強化を図る。
- ウー 2) エビデンスに基づいて、業務内容・人員配置を評価する。

(2) 開かれた大学運営

- アー 1) 社会のニーズを適切に反映し、学外からの理事及び経営審議会委員の意見を積極的に大学運営に活用する。
- アー 2) 県内の自治体の審議会・各種委員会の委員に本学教員を積極的に派遣し、連携を図る。
- イー 1) 卒業生・修了生が参加する同窓会等への参加を通じ、本学に対する意見を収集し、地域住民等から得られた意見なども参考にしながら、開かれた大学運営に寄与する。
- イー 2) 看護・保健医療福祉関係者、地域住民等の意見を収集し、教育研究審議会等での議論も踏まえながら、開かれた大学運営を目指す。

2 人事・労務管理の適正化

(1) 人事・労務管理の適正化

- ア) エビデンスに基づいて、業務内容・人員配置を評価する。
- イー 1) 大学の人事評価の確立について検討する。
- イー 2) 教員評価制度については、評価に要する教職員の労力にも配慮しつつ、現行のシステムの改善を進める。
- ウ) 裁量労働制の評価・検証を進める。

(2) 人材の育成

- アー 1) 新任教職員を対象とした学内研修を実施する。また、新任教員には、個別に研究室ごとによる人材育成を行う。
- アー 2) 教職員が、学内外の研修に積極的に参加し、管理能力や教育力の向上を図ることができるようにする。
- アー 3) 教育・研究の質を高めるため、教員に積極的に学位取得及び論文投稿を促す。
- イ) 大学固有職員の専門性を高めるような人材育成を行う。

(3) 健康の保持増進

- アー 1) ウォーキングラリー等により、教職員の健康管理を推進する。
- アー 2) 学長等による教職員への面談を希望に応じて随時行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1) 自己収入の確保

- ア) 授業料の滞納を防止するために、必要に応じ学生との相談等を通じて助言や指導を行う。
- イ) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を、学外者に積極的に貸出すことで財産貸付料収入の確保を図る。

(2) 外部資金の獲得

- アー 1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール配信や学内Webへの掲載により教員への情報提供を行う。
- アー 2) 科学研究費補助金の説明会の開催や研修会、レビュアー制度により助成申請の個別支援の強化を図る等、採択率向上のためのスキルアップ支援を行い、原則、全教員が申請する。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

- アー 1) 教職員に対する光熱水費節減の呼びかけや資源の有効活用のため、両面コピー、ミスコピー用紙の再利用を徹底する。
- アー 2) 公用車の利用促進を図り、適正かつ効率的な管理を行う。
- イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより電気料金の抑制に努めるなど、徹底した管理のもとに計画的な節電に取り組む。
- イー 2) 節水対策を継続して実施し、前年度程度の節水を進める。
- ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の見直しを行い、複数年度化等の対策を取り、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。
- ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- アー 1) 資金の管理・運営については、目的積立金を教育研究の質の向上を図るために積極的に活用するとともに余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。
- アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。
- イー 1) 県の計画的保全工事 5 ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。
- イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

(2) 資産の有効活用

- アー 1) 施設・設備の利用については、学内Webを活用し、教職員が事前に予約することによって、有効かつ効率的な利用を図る。
- アー 2) 体育館やテニスコート等大学資産の貸付について、申請方法等の詳細情報を大学HPで公開し、地域住民に積極的に貸し出すことにより有効活用を図る。
- イー 1) 大分県立看護科学大学リポジトリの管理・運用を継続する。
- イー 2) I 2 (2) イー 2) と同じ

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

- ア) 自己点検・評価委員会では、分掌事項に基づき内部質保証の充実を図るとともに、必要なFD/SDの課題があればFD/SD委員会と連携して研修活動を推進する。
- イー 1) 年度計画の実施状況を経営審議会委員が検証する。
- イー 2) 年報を作成し、大学HPに公開する。
- イー 3) 自己点検・評価のよりよい推進のための研修に参加する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

- アー 1) 中期目標、中期計画、年度計画、大学機関別認証評価の内容を大学HPで公開する。
- アー 2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を大学HPで公開する。
- アー 3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会及び経営審議会の議事概要をWebで公開する。
- イ) 様々な教育活動や優れた研究成果を大学HPで掲載し、学内の活動を大学アルバムや公式Facebook等で定期的に紹介する。
- ウー 1) 大学HP等を活用して、大学イベントや学生のボランティア活動などの社会貢献活動について情報発信する。また、それぞれの価値や魅力を大学HPに公開するとともに、各種メディアを通じて情報発信する。
- ウー 2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。
- ウー 3) 後援会と協働し広報誌「風のひろば」を年2回発行し、同窓生などに配布する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整備と活用

- アー 1) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、電子媒体の活用に向けた基盤の整備を図る。
- アー 2) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実と環境整備について検討し、推進する。
メーリングリスト参加を呼びかけ、卒業生・修了生への広報活動を行う。
講義室の一部の用途を変更し、有効に利用できるよう整備を進める。
- イー 1) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。
- イー 2) 県の施設整備課と協議しながら、省エネ仕様の照明器具を使用するなど環境に配慮して施設整備を行う。

ウー 1) 県の計画的保全工事 5 年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。

ウー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

2 大学の安全管理

(1) 大学の安全管理

アー 1) 「事故・災害時における危機管理マニュアル」(平成18年4月1日策定/平成24年4月1日改訂)の改定等、危機管理体制の点検・評価・見直しを行う。

アー 2) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけなど注意喚起を行う。

アー 3) 衛生委員会において、職場巡視を定期的に行い、地震時における本棚等の転倒防止を図る。

イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。

イー 2) 学生及び教職員の私用による海外渡航について、事前に大学に届出を提出することにより、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促す等、学生等の安全確保を指導する。

イー 3) アー 1) と同じ

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

アー 1) ハラスメント対策を分掌する独立した委員会を設置し、規程等を再整備する。

アー 2) ハラスメント対策について検討を進め、年度当初のオリエンテーション、メール、大学HP、掲示などを用い、ハラスメント相談事業について定期的周知活動を行う。

イ) 学生については、講義や実習・研修を通して、人権問題の理解と意識の向上を図る。

4 情報管理の徹底

(1) 情報管理の徹底

ア) 情報セキュリティ対策を実施し、必要に応じ、その改善に取り組む。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることを想定する。

Ⅷ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

Ⅸ Ⅷに記載する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときには、その計画

なし

Ⅹ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅺ 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 自動火災報知設備更新	(設計) 488	施設整備費補助金
(2) 非常用放送・拡張設備更新	(設計) 140	施設整備費補助金
(3) 外壁全面打診調査	(設計) 1,680	施設整備費補助金
計	2,308	

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事・労務管理の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。

ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実

イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成31年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 31 年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	595,184
施設整備費補助金	2,308
地(知)の拠点地方創生推進事業補助金	4,522
自己収入	
授業料及び入学検定料収入	259,576
雑収入	9,012
受託研究等収入	2,640
目的積立金	17,663
計	890,905
支出	
業務費	
教育研究経費	166,013
人件費	625,331
一般管理費	99,561
受託研究等経費	0
計	890,905

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費 1,000 千円が含まれている。

2 収支計画

平成 31 年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	897,375
業務費	791,344
教育研究経費	166,013
受託研究等経費	—
人件費	625,331
一般管理費	99,561
雑損	—
減価償却費	6,470
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	897,375
運営費交付金収益	595,184
授業料等収益	259,576
受託研究等収益	2,640
施設費等収益	6,830
雑益	9,012
目的積立金収益	17,663
資産見返負債戻入	6,470
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

平成 31 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	890,905
業務活動による支出	890,905
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	890,905
業務活動による収入	890,905
運営費交付金による収入	595,184
授業料及び入学検定料等による収入	259,576
受託研究等による収入	2,640
その他の収入	33,505
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—